

複数の障害種別に対応する
特別支援学校の実現に向けて
(最終報告)

平成22年1月

神戸市

複数障害対応研究会

目 次

はじめに

提言 1

審議結果

- 1. 教育内容 3
- 2. 施設・設備 5
- 3. 通学 7
- 4. 医療的ケア・感染症 9
- 5. 地域との連携及びセンター的機能 11
- 6. 専門性の向上 13

資料

- 1. 用語の解説 15
- 2. 青陽須磨支援学校 施設・設備写真 19
- 3. 複数障害対応研究会要綱 20
- 4. ワーキンググループの趣旨と検討課題 22
- 5. 委員名簿 23
- 6. 審議経過 25

はじめに

幼児及び児童生徒の障害の重度・重複化や多様化、対象児童生徒の増加に対応するため、平成18年6月に学校教育法が改正され（19年4月施行）、盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの新しい特別支援教育の制度がスタートした。

こうした国の動きを受け、本市においても、平成20年11月「特別支援学校の在り方検討委員会」最終報告で、「特別支援学校は、他の障害種別の児童生徒も通えるようにすることが望ましい。また、特別支援学校が複数の障害種別を対象とする場合は、障害種別に部門を設け、障害種別ごとに学習する場を別にするなど区分することが望ましい。」という提言を受けた。

この提言を踏まえて、複数障害に対応した特別支援学校の実現に向けて、解決すべき中・長期的な課題を挙げ、これらを解決していくために、平成21年4月に「複数障害対応研究会」を設置した。

本研究会では、複数障害に対応した特別支援学校の、1.教育内容、2.施設・設備、3.通学、4.医療的ケア・感染症、5.地域との連携及びセンター的機能、6.専門性の向上について、特別支援学校の在り方検討委員会最終報告の提言を基にして研究を行った。

さらに、より詳細な検討が必要なことから、「健康・安全」、「教育課程・施設」の、2つのワーキンググループを設置し、4回の議論・検討を行い、「複数障害対応研究会」に報告がされた。

「複数障害対応研究会」は、上記ワーキンググループからの報告等を参考にしながら、合計8回の議論を行い、複数の障害種別を対象とする特別支援学校像を示した。

特別支援学校は、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、これまでの取組をさらに推進しつつ、様々な障害種別に対応することができる体制作りや、専門性の向上などを一層進めていく必要がある。

本研究会の提言を基に具体的な検討を進め、これからの特別支援学校のあるべき姿を築き上げていかれることを期待するものである。

平成22年1月
複数障害対応研究会
会長 藤田 継道

提 言

「今後の神戸市立特別支援学校の在り方について」の最終報告（平成20年11月）を受け、複数の障害種別を対象とする特別支援学校の実現に向けて、全市的な特別支援学校像を検討するため、平成21年4月に「複数障害対応研究会」を設置した。平成22年1月まで計8回の研究会を開催し、今後、特別支援学校が複数障害に対応していくために、以下の結論を得た。なお、この研究会では、知的障害と肢体不自由を対象として検討を行った。

1. 教育内容

知的障害、肢体不自由の障害種別に部門を設け、部門ごとに教育課程を設定する。

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援をより一層進めていくため、両部門の教職員による専門性の共有、児童生徒の実態に応じて共に学習する機会の設定などの取組が必要である。そのため、事例研究や授業研究などを積極的に行っていくことが重要である。

2. 施設・設備

複数障害に対応した特別支援学校においては、部門ごとに学習する場所を分ける必要がある。

どのような障害のある児童生徒も安全で安心して共に使えるよう、ユニバーサルデザインとすることが不可欠である。

3. 通学

通学の負担を軽減するため、可能な限り居住地に近い特別支援学校に通うことができるよう、神戸市内の特別支援学校の将来像を具体的に提示し、通学区域を再編する必要がある。

通学支援策としては、児童生徒の障害の状況と居住地を考慮し、安全面の配慮を十分に行う必要がある。

4. 医療的ケア・感染症

医療的ケアが必要な児童生徒が安心して、共に学べるシステムを構築する必要がある。そのために、特別支援学校における医療的ケア体制の在り方についての研究を今後も継続して行う必要がある。

また、免疫力の低下等のため感染に不安をもつ児童生徒に対して、共に学ぶための支援を行うべきである。

5. 地域との連携及びセンター的機能

地域との連携をより一層深め、障害に関する理解啓発を行うと共に、地域のもつ教育的資源や人材を有効に活用し、教育活動を充実させていくことが必要である。

また、両部門の教職員の専門性を生かして地域のニーズに幅広く応えていくことが必要である。

6. 専門性の向上

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を進めていくためには、教職員の専門性をより一層向上させていくことが重要である。

そのための取組として、教員採用候補者選考における特別支援学校の教員採用枠の拡充など専門性のある人材を確保するとともに、教職員が相互に連携し、研修を積み重ねていくことが必要である。

審議結果

1. 教育内容

知的障害、肢体不自由の障害種別に部門を設け、部門ごとに教育課程を設定する。

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援をより一層進めていくため、両部門の教職員による専門性の共有、児童生徒^{*1}の実態に応じて共に学習する機会の設定などの取組が必要である。そのため、事例研究や授業研究などを積極的に行っていくことが重要である。

(1) 教育課程の現状と課題

神戸市内の特別支援学校の教育課程は、次のような特徴がある。

知的障害特別支援学校では、児童生徒が見通しをもって学習に取り組むことができるよう、一週間の授業の流れを同じ時間帯に設定しており、各教科等を合わせた指導^{*2}を中心に行っている。中・高等部では、卒業後の進路に向けて作業学習^{*3}の内容を充実させている。

肢体不自由特別支援学校の教育課程には、小・中学校及び高等学校に準じた教科学習を中心としたもの、自立活動^{*4}を中心としたもの、各教科等を合わせた指導を中心としたものがある。現在、自立活動中心の教育課程により学習する児童生徒が増加している。

複数障害に対応した特別支援学校においては、それぞれの障害の特性によって教育課程に特徴があるため、部門ごとに教育課程を設定する必要がある。また、児童生徒の障害が重度・重複化及び多様化しており、これまで以上に一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の推進が望まれる。

(2) 学習指導について

複数障害に対応した特別支援学校においては、一人一人の課題を明確にし、児童生徒が主体的に授業に取り組む力を引き出すことが重要である。

① 専門性の共有

知的障害、肢体不自由それぞれの専門性を両部門で共有することや、より専門性に優れた教職員が両部門の児童生徒を指導する体制をつくることなどが有効である。また、それぞれの教職員が、次の具体例を参考にして、児童生徒への指導・支援に取り組んでいくことが大切である。

例えば、姿勢を崩しやすく、長時間集中して学習に取り組むことが難しい知的障害児童生徒に対して、座り方・上肢の使い方等、肢体不自由部門で培われてきた支援をすることで、正しい姿勢を促し、自ら集中して学習

に取り組む力を発揮させる。

肢体不自由児童生徒に対して、予定や作業手順等を視覚的に提示する、活動内容ごとにスペースを分けるなど自閉症の児童生徒に有効となる支援をすることで、学習内容・方法等の理解を高め、主体的な活動を促す。

その他、

- ・作業学習の教材教具やコミュニケーションツール^{*5}等の共有
- ・両部門の視点を取り入れた個別の指導計画^{*6}の書式の工夫
- ・知的障害部門で培われてきた就労を目指すキャリア教育^{*7}の共有
- ・肢体不自由部門で培われてきた摂食指導^{*8}の共有

などが考えられる。

今後、事例研究や授業内容・指導方法等に関する授業研究など具体的な取組をすすめていくことが必要である。

②共に学習する機会の設定

児童生徒の実態に応じて、相互に必要な授業内容を取り入れ、共に学習する機会を設けることが大切である。例えば、作業学習や動作学習などにおいては、両部門の教職員の視点から、適切な指導及び必要な支援を受けて共に学ぶことが有効であると考えられる。その際、両部門の授業時間帯を合わせるなどの配慮が必要である。なお、複数障害に対応した教育課程を編成する際には、学校組織の複雑化、会議・年間行事の増加等、学校運営上の課題について十分検討する必要がある。

(3) 行事について

学校行事は、児童生徒一人一人に応じた目標を設定し、それぞれの児童生徒の力を引き出すことが重要である。また、日頃の学習活動の成果を保護者や地域の方々に発表する場として、児童生徒全員が共に取り組むことも大切である。

これらを踏まえて、児童生徒の実態・特性、活動内容等により、部門合同、部門別、学部・学年別等の運営方法を各学校で工夫する必要がある。例えば、儀式的行事や文化祭は部門合同で行う、運動会は目的・運動量・時間の使い方の違いから部門別で行う、宿泊行事は同じ日程・場所に設定して活動内容は別々にする等、様々な方法が考えられる。また、行事によっては、全学部が合同で行い、高学年の演技を見せて目標を持たせる、一人一人の目標に合わせて参加種目を選択して活動するなどの工夫が考えられる。初年度は別々で始めて、両部門の児童生徒が共に活動できる場面を段階的に増やしていくことも考えられる。

注) *の用語は、資料1(P15~18)に解説している。

2. 施設・設備

複数障害に対応した特別支援学校においては、部門ごとに学習する場所を分ける必要がある。

どのような障害のある児童生徒も安全で安心して共に使えるよう、ユニバーサルデザイン^{*9}とすることが不可欠である。

(P19 資料2 参照)

(1) 基本構成

- ①教室配置については、それぞれの教育課程や障害の特性等に応じた構成とし、ホームルーム教室^{*10}は部門ごとに分ける必要がある。
- ②学校施設については、児童生徒数の動向を考慮した上で、多様な教育課程を設定することができるように十分なスペースを確保し、柔軟性を持たせて計画することが重要である。
- ③教室の間仕切り壁を移動可能なものにするなど、様々な学習内容・形態に弾力的に対応できるようにすることが望ましい。
- ④誰もが利用しやすい施設・設備となるように、ユニバーサルデザインとすべきである。

(2) 動線等

- ①両部門の交流に留意しつつも、動線が交錯しないような空間の構成、配置とする必要がある。
- ②災害時の避難経路は、児童生徒が安全に避難できるような動線の計画が必要である。

(3) 学習関係諸室

- ①普通教室に関しては、知的障害、肢体不自由それぞれの児童生徒の学習活動に応じた広さにすることが必要である。
- ②両部門ともに利用頻度の多い特別教室は、それぞれに設置する必要がある。
- ③両部門で共有するプールや体育館等の施設については、十分な広さを確保するとともに、出入り口を複数にしたり、使用時間の工夫をしたりするなど、安全面の配慮をすることが望ましい。また、エレベーターは、複数台設置する必要がある。
- ④プールを利用した学習活動は、運動機能を高める効果があり、十分な授業回数を確保する必要がある。また、特別支援学校には体温調節が難しい児童生徒が多数在籍しているため、プールは、気温・湿度・明るさ等を良好に保つための設備を整える必要があり、さらに、温水にすること

が望ましい。

- ⑤空調、採光等、児童生徒の障害の状態に合わせた調整が可能な設備が望ましい。音や刺激が苦手な自閉症等の児童生徒には、カームダウンスペース^{*11}が必要である。
- ⑥教室の出入り口、門、壁面の構造、ガラスについては、児童生徒が安全に学校生活を過ごせるように十分な配慮が必要であり、窓の開閉にも配慮が必要である。そして、死角になるスペースをできる限り作らないことが望ましい。
- ⑦車椅子等を置くスペースなど、様々な目的で使えるフリースペースは必要である。
- ⑧利用頻度の少ない教室は、他の目的でも使えるように有効利用することが望ましい。また、多様な授業や活動に対応できるように、多目的室を設置し、活動人数や活動内容によって広さを変えられるような工夫をすることが望ましい。

(4) その他共通空間

- ①便所・洗浄施設等については、児童生徒の障害の状態や特性を考慮する必要がある。
- ②廊下については、車椅子等がすれ違うことができるような空間が必要である。
- ③車椅子の練習や歩行練習など自立活動の授業や教室移動手段としてよく活用しているスロープは設置することが望ましい。
- ④障害の状況に応じて、食事の場と学習の場を分けるように工夫するなど衛生面に配慮し、食事の場は部門ごとに設けることが望ましい。
- ⑤安全にスクールバスの乗降ができるスペースや自家用車の駐車スペースの確保は必要である。
- ⑥地域に開かれた特別支援学校にしていくため、地域住民が学校の施設・設備を利用するという観点や地域における特別支援教育の中核的な施設という観点からも、施設・設備を工夫し充実させる必要がある。

3. 通学

通学の負担を軽減するため、可能な限り居住地に近い特別支援学校に通うことができるよう、神戸市内の特別支援学校の将来像を具体的に提示し、通学区域を再編する必要がある。

通学支援策としては、児童生徒の障害の状況と居住地を考慮し、安全面の配慮を十分に行う必要がある。

(1) 通学区域について

通学区域について、「特別支援学校の在り方検討委員会の最終報告(平成20年11月)」に挙げられた課題をもとに、検討した内容は次の通りである。

知的障害特別支援学校については、①青陽東養護学校の喫緊の課題である児童生徒の急激な増加への対応を早急に行う必要があること、②兵庫・長田区の知的障害児童生徒の通学負担の軽減については今後も県教育委員会と調整を図る必要があること等が挙げられた。

肢体不自由特別支援学校については、①神戸市西部の人口増加により垂水養護学校の児童生徒数が増加していること、②北区の児童生徒が友生養護学校に長時間かけて通っていること、③友生移転に伴う神戸市東部地区における肢体不自由児童生徒の通学負担の増加等が挙げられた。

今後、神戸市内の特別支援学校における通学区域の再編については、可能な限り居住地に近い特別支援学校に通学できるように、将来の人口推計や、地域性にも配慮し、例えば中学校区単位を基盤とした通学区域を取り入れるなど、細やかな検討を進めるべきである。そのためには、神戸市内の特別支援学校の将来像を総合的に検討し、具体的に提示する必要がある。

(2) 通学支援策(スクールバス等)について

スクールバスについては、児童生徒の障害の状況や居住地を考慮しながら、必要な台数を確保し、エリアを狭めた運行など、乗車時間の短縮に努める必要がある。そのためにも、スクールバスで通っている知的障害児童生徒と肢体不自由児童生徒が同じバスに乗ることができるように、乗降面の配慮やスペースのある構造などハード面の整備が不可欠である。そのほか、大型バスだけでなく、小型・中型バスやワゴンタクシーを活用していくことも考えられる。

また、医療的ケアを必要とするなどスクールバスに乗車できない児童生徒については、タクシーによる通学等個々の状況に応じた通学支援策を工夫する必要がある。

スクールバス内においては、障害についての理解や児童生徒の日常の様子

を把握した上で支援を行うことが不可欠である。そのため、添乗員の複数配置や支援専門員の活用、それぞれの障害の状況に応じた座席配置などについて十分な配慮をする必要がある。また、添乗業務を行う際には、障害やその対応に関する研修等共通理解を深めることが必要である。さらに、バス内での感染予防対策についても、十分な配慮が必要である。

将来の社会生活に向けて、自力通学を行っている生徒や自力通学を目指す生徒に対しても、十分な安全確保を行っていく必要がある。

4. 医療的ケア・感染症

医療的ケアが必要な児童生徒が安心して、共に学べるシステムを構築する必要がある。そのために、特別支援学校における医療的ケア体制の在り方についての研究を今後も継続して行う必要がある。

また、免疫力の低下等のため感染に不安をもつ児童生徒に対して、共に学ぶための支援を行うべきである。

(1) 医療的ケアについて

近年、医療技術や在宅医療の進展などによって、従来は医療機関で行われてきた「医療行為」を本人や家族などが自宅において日常的な介護として行うようになってきている。急性期の治療を目的とした行為から慢性期に対応した医療への移行、病院から在宅生活への移行の中で、家族などが在宅で行う行為を「医療的ケア」と言われている。

現在、神戸市立肢体不自由特別支援学校における「医療的ケア」は、自宅において本人・家族などが行っている在宅の医療的ケアの一部を、学校においても行うことである。ただし、医療を専門とする施設での行為とは異なり、自ずと限界があるため、そのことを考慮に入れ、十分な検討と準備及び慎重かつ細心の注意が必要である。神戸市立肢体不自由特別支援学校においては、看護師を配置し、専門家による研修を積んだ教職員の協力のもと医療的ケアを行っている。

その実施に当たっては、次の条件のもとで行っている。

- ①保護者からの依頼を受けて、校内委員会または連絡協議会で検討し承認されること
- ②主治医の指示に基づいて、看護師の具体的な指導の下で実施されること
- ③指示された特定の範囲で行われること
- ④教育上の必要性を明確にすること
- ⑤緊急時に備え、医療機関と連携すること
- ⑥継続的な研修を行うこと
- ⑦保護者の理解と協力を得ること

なお、神戸市立知的障害特別支援学校においては、医療的ケアを必要とする児童生徒は在籍しているが、医療的ケアの体制は整っていない。

今後、神戸市内にある複数障害に対応した特別支援学校では、医療的ケアが必要な児童生徒が安心して、共に学べるシステムを構築する必要がある。ただし、施設面・人員の配置等が整うまでは、弾力的に移行を進める必要がある。

また、医療的ケアを円滑に進めていくために、保護者や医療機関等との連携や研修体制の整備を行わなければならない。その際の課題として、①教職員のメンタル面への支援、②教職員が行う医療的ケアの内容・分担、③学校保健全般にわたるコーディネーターである養護教諭の役割、④スクールバスの看護師添乗等が挙げられた。

上記のような課題を解決していくために、新たな医療的ケア体制の在り方についての研究を今後も継続して行う必要がある。

(2) 感染症について

免疫力の低下等のため、感染に不安をもつ児童生徒に対しては、隔離して学習を行うのではなく、安全面の配慮を行ったうえで、共に学ぶための支援を行うべきである。

感染症対策は、障害の有無や種別にかかわらず必要不可欠なものである。また、基礎疾患を有し感染症に対するリスクの高い児童生徒が集う特別支援学校では、よりきめ細かな配慮が不可欠である。

そのためには、設備と意識の両面から考慮する必要がある。設備面については、各教室内の環境衛生保持が必要であり、特に洗面施設は必要である。意識面としては、衛生管理に対する教職員の知識を深め、理解を高めることが重要である。また、保健室には発熱者等のために区分された場所が必要である。

5. 地域との連携及びセンター的機能

地域との連携をより一層深め、障害に関する理解啓発を行うと共に、地域のもつ教育的資源や人材を有効に活用し、教育活動を充実させていくことが必要である。

また、両部門の教職員の専門性を生かして地域のニーズに幅広く応えていくことが必要である。

(1) 地域との連携について

現在、教育活動の一環として、近隣の学校園との交流及び共同学習^{*12}を組織的・計画的に取り組んでいる。また、地域のもつ教育的資源を教育活動に取り入れる取組や児童生徒の理解啓発を進めるためのPTA活動が行われている。

具体的な取組については、次のような例がある。

①小・中学校との交流及び共同学習

- ・授業交流、体験学習、合唱・合奏、ゲーム大会、ステージ発表披露

②地域との交流

- ・商店街での清掃作業
- ・盲学校理療科の生徒による地域の方対象の鍼灸
- ・地域の飲食店等での職場体験学習（トライやるウィーク）
- ・地域への学校施設開放

③PTA活動

- ・近隣小学校PTAとの交流（学校見学会、PTAバレー、保護者運動会、バザー等）
- ・近隣の洋菓子店によるケーキ作りの会を開催

このように、地域と連携した教育活動をさらに充実させることによって、障害のある児童生徒が、地域の中で正しく理解され、共に支え合っていく基盤をつくることができる。

今後、特別支援学校に対する理解・協力を得られるように、地域の外部機関（教育、医療、福祉、企業等）との連携を進めていくことが重要である。さらに、地域と連携する中で得た教育的資源や人材を日々の教育活動に積極的に取り入れ、地域や学校で、地域の方々と共に活動する機会を増やしていくことが有効である。また、地域の中で成長していく児童生徒に、年齢・発達段階に応じた総合的かつ適切な支援ができるように、学びの支援ネットワークプラン（個別の教育支援計画）^{*13}をもとに地域資源を計画的に活用していくことが大切である。

(2) センターの機能について

特別支援学校学習指導要領（平成21年3月）では、「小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童、生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること」とある。

神戸市では、従来より、通級教室・学びの支援センター・特別支援学校において地域支援の役割を担ってきた。今後、複数障害に対応した特別支援学校においても、センター的機能をより一層充実させていく必要がある。具体例としては、次のような取組が考えられる。

- ・ 学校園に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒やその担当教員に対して、両部門で培われてきた高い専門性を生かして当該幼児児童生徒への支援に関する助言を行う。
- ・ 校内で開催する研修会の案内を近隣の学校に知らせて、受講者を募集する。
- ・ ホームページや学校便り等を活用して、障害者への理解を深めるための情報発信を行う。
- ・ 障害者への支援方法などを伝達するボランティア講座を開催し、地域における支援者の養成を図る。

上記のような地域と連携した取組を進めていくことが、地域の学校園における特別支援教育の発展につながると考えられる。

そのためには、教職員同士の連携協力はもとより、校務分掌や校内組織を工夫するなどして、校内体制を充実させる必要がある。専門性に優れた教職員を専任として配置し、その教職員が中心となって、学校として組織的に地域支援をすすめていかなければならない。また、生涯を通じた支援を念頭におき、地域支援室を設置するなど、外部に開かれた特別支援学校を目指していかなければならない。

なお、神戸の特別支援学校は、阪神・淡路大震災の厳しい教訓を生かし、非常時において、特別な支援を必要とする幼児児童生徒をサポートする役割を果たすことが重要である。

6. 専門性の向上

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を進めていくためには、教職員の専門性をより一層向上させていくことが重要である。

そのための取組として、教員採用候補者選考における特別支援学校の教員採用枠の拡充など専門性のある人材を確保するとともに、教職員が相互に連携し、研修を積み重ねていくことが必要である。

児童生徒の障害の重度・重複化及び多様化を踏まえ、複数障害に対応した特別支援学校では、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援をより一層進めていかなければならない。そのためには、知的障害・肢体不自由部門それぞれで培われてきた専門性を維持・発展させるとともに、相互に共有していくことが大切である。

また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する地域の学校園に対して、特別支援学校が高い専門性を生かしながら積極的に支援していくことが求められる。

このように、特別支援学校教職員が、その責務を十分に果たし、校内のみならず地域の期待にも応えていくためには、各学校において、教職員の専門性をより一層向上させていくことが重要である。

その具体的な取組として、専門的な知識や技能を備えた人材を確保するために、教員採用候補者選考における特別支援学校の教員採用枠をさらに拡充していくことが必要である。また、専門性のある教職員の人事交流や支援専門員の活用についても考慮すべきである。さらに、障害の重度・重複化及び多様化に対応して、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医療専門職^{*14}を各学校に配置することが必要である。

複数障害に対応した特別支援学校では、校長のリーダーシップのもと、多職種の職員が互いに連携協力し合い、さらに各分野の専門家とも連携を深めていかなければならない。その上で、特別支援学校の教職員にとって必要な専門性を向上させていくことが大切である。具体的には、障害の理解と指導（支援・介助技術等含む）、授業実践（授業内容・教材・支援）、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成及び活用、医療・福祉・労働等の外部機関と連携した進路指導等、地域交流の推進、学校園への支援など様々な場面で専門性が求められる。専門性を向上させていくためには、教職員同士がお互いに研鑽するとともに、計画的に研修を積み重ねていくことが必要である。

資 料

1. 用語の解説

*1 児童生徒（P 3）

表現の統一上、「児童生徒」としているが、幼稚部が設置されている学校の場合は、幼児を含む。

*2 各教科等を合わせた指導（P 3）

各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。

知的障害のある児童生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことなどが挙げられる。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的である。したがって、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして、実践されている。

＜特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（平成21年3月）より引用＞

*3 作業学習（P 3）

作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。作業学習の指導は、単に職業・家庭科の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われる。作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様である。

＜特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（平成21年3月）より引用＞

*4 自立活動（P 3）

障害のある児童生徒は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えない。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となる。

このため、特別支援学校においては、各教科等のほかに、特に「自立活動」

の領域を設定し、その指導を行うことによって、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指している。

自立活動の内容として、「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6つの区分がある。
＜特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（平成21年3月）より引用＞

*5 コミュニケーションツール（P4）

絵カード、写真、文字、記号、コンピュータ、^ボ^カVOCA等、児童生徒の実態に応じて、円滑なコミュニケーションを行えるように補助するための道具・機器類。

※^ボ^カVOCA(Voice Output Communication Aids=音声出力型コミュニケーション装置)
＜^ボ^カVOCAの例＞



・ 音声を録音、再生できる



・ シンボルにタッチすると、音声再生できる

*6 個別の指導計画（P4）

児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校園で作成されるものである。教育課程を具体化し、一人一人の指導目標・内容・方法を明確にして、きめ細かく指導するために作成するものである。

*7 キャリア教育（P4）

今日、少子高齢社会の到来や産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化・流動化などを背景として、子どもたちが「生きる力」を身に付け、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするための教育の推進が強く求められている。

特別支援学校におけるキャリア教育は、自分の役割を果たそうとする態度・意欲（勤労観）や自分の進路を適切に選択する能力・態度（職業観）を障害の特性や発達段階に応じて育成するものである。

***8 摂食指導（P4）**

口から食べ物を摂取する行動を摂食という。

唇や舌の動き等を観察することにより、摂食機能の発達を捉え、段階に応じた食形態、食器、姿勢等に配慮して摂食指導を行う。児童生徒によっては、摂食に対する意欲を持たせるような環境をつくったり、口まわりの過敏を取り除いたりすることも必要である。

***9 ユニバーサルデザイン（P5）**

年齢や性別、文化、身体状況等、人々がもつ様々な個性や違いを越えて、一人一人が互いに多様性を認め合い、だれもが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスづくりを行っていく考え方をいう。「ユニバーサルデザイン」(UD)とは、「すべての人のためのデザイン・みんなにやさしいデザイン」を表している。

神戸市立青陽須磨支援学校（H21.4月開校）は、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて設計・建築されている。

***10 ホームルーム教室（P5）**

学級ごとに確保された教室のことをいう。児童生徒が学級担任の先生と特定の時間に集まって話し合ったり学習したりする教室。

***11 カームダウンスペース（P6）**

音や視覚的な刺激を苦手とする自閉症等の児童生徒が、刺激による興奮や混乱等を静め、落ち着きを取り戻す場所をいう。

***12 交流及び共同学習（P11）**

共生社会の実現のためには、障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障害のある子どもたちと障害のない子どもたち、あるいは、地域社会の人たちとがふれ合い、共に活動する機会を設けることが大切である。障害のある児童生徒が小・中学校等の児童生徒と共に活動することは、互いの社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たしており、地域や学校、児童生徒の実態に応じて、様々な工夫の下に進められてきている。

形態としては、次のようなものがあり、様々な学習活動のなかで実施されている。

- ・幼稚園及び小・中・高等学校と特別支援学校との交流及び共同学習

- ・幼稚園及び小・中・高等学校の通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習
- ・特別支援学校の児童生徒と、自分の居住している学校の児童生徒との交流及び共同学習

＜特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（平成21年3月）より＞

*13 学びの支援ネットワークプラン（個別の教育支援計画）（P11）

このプランは、障害のある児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して長期的な視点での確かな教育的支援を行うことを目的として作成するものである。

また、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関等との密接な連携協力が不可欠である。

神戸市は、この個別の教育支援計画の名称を「学びの支援ネットワークプラン」としている。

*14 医療専門職（P13）

医師の指示のもとに、医療行為を担う専門職種のことをいう。教育活動の一環として、理学療法や作業療法等による指導・援助等が期待されている。

理学療法士…身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び、電気刺激・マッサージ・温熱その他の物理的手段を加えることを業とする者をいう。

＜理学療法士及び作業療法士法定義より＞

作業療法士…身体または精神に障害のある者に対し、または、それが予測される人に対して、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせることを業とする者をいう。

＜理学療法士及び作業療法士法定義より＞

言語聴覚士…音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。　　＜言語聴覚士法定義より＞

2. 青陽須磨支援学校 施設・設備写真



車椅子で、手洗いが
できるトイレの水周り



広いスペースのトイレ、
シャワーも完備



独立したシャワー室も
設置



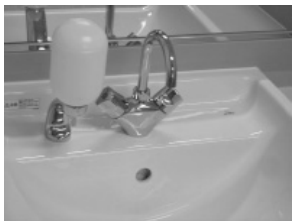
ベッド付きトイレ



和式トイレも含め、色々な
タイプのトイレを設置



教室のドアの上部に鍵
を設置



ハンドル式水栓を含め
色々なタイプを設置



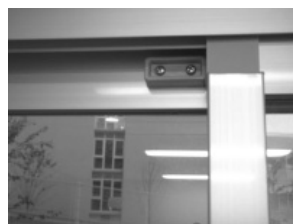
レバー式水栓



自動水栓



窓が全開できないように安全面の工夫をしている



上下2箇所鍵のある窓



移動可能な間仕切り壁



目線の低い子どもに対応した白板



カームダウンスペース

3. 複数障害対応研究会要綱

(趣 旨)

第1条 「特別支援学校の在り方検討委員会」最終報告の提言を受け、複数の障害種別を対象とする特別支援学校の実現に向けて、具体的な研究を行い、全市的な特別支援学校像を検討するため、「複数障害対応研究会」（以下、「研究会」と言う。）を設置する。

(目 的)

第2条 この要綱は、研究会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第3条 研究会は、学識経験者、PTA代表、学校長、教員をもって組織する。
2 研究会の委員は、教育長が委嘱する。

(会長、副会長)

第4条 研究会に会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は、研究会委員の互選によって定める。
3 会長は、研究会の会務を総括し、研究会を代表する。
4 副会長は、研究会の会務について会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
5 会長は必要に応じ、作業部会の設置・召集ができることとする。

(任 期)

第5条 委員の任期は平成22年3月までとする。ただし、必要に応じて更新することができることとする。

(会 議)

第6条 研究会の会議は、会長が招集する。

(出席の代理)

第7条 PTA代表については、出席が難しい場合に他の者の代理出席ができることとする。

(部外者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第9条 会議は公開とする。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で非公開とすることが議決された事項については、非公開とする。

2 傍聴について必要な事項は、神戸市教育委員会傍聴規則を準用する。

(会議要録)

第10条 会議の次第は、会議要録に記載する。

2 非公開となった会議については、会議要録を別に作成するものとする。

3 会長が取り消しを命じた発言は、会議要録に記載することを要しない。

4 会議要録には、会長が署名するものとする。

(庶務)

第11条 研究会の庶務は、教育委員会事務局指導部特別支援教育課において処理する。

(施行細目の委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附則 この要綱は平成21年4月25日から施行する。

4. ワーキンググループの趣旨と検討課題

(1) 趣旨

今後、神戸市が目指す特別支援学校は、障害種別ごとに部門を設け、教育課程を別に編成し、学習する場所も障害種別ごとに区分して複数の障害に対応する。そのために必要となる検討課題を探るため、2つのワーキンググループを設け議論を深める。

(2) ワーキンググループの検討課題

①第1ワーキンググループ : 健康・安全部会

児童生徒が健康で安全に学校生活を過ごすための環境整備等について検討する。

- ・特別支援学校で過ごす児童生徒にとって、健康で安全に学校生活を送るために必要な医療的ケア、通学、施設設備などについて検討する。
- ・特別支援学校の児童生徒に対して、健康安全面からみて求められる教育活動とはどのようなことか、保護者や教員から意見を伺う。

②第2ワーキンググループ : 教育課程・施設部会

一人一人の児童生徒のニーズに応じた学習を行うため、教育課程・施設設備等について検討する。

- ・複数障害に対応して、求められる教育活動とはどのようなことかを保護者や教員から意見を伺う。
- ・児童生徒の実態に応じた教育課程、学校行事、地域連携、センター的機能、施設設備など、学校が実施する上での留意点について研究を進める。

5. 委員名簿

(1) 複数障害対応研究会 委員 (五十音順、敬称略)

芦田 孔孝	神戸市立青陽西養護学校長 (知的障害)
井澤 信三	兵庫教育大学大学院 准教授
石田 典子	神戸市立垂水養護学校 P T A 代表 (肢体不自由)
大池 貴子	神戸市立青陽須磨支援学校 P T A 代表 (知的障害)
大野 寛美	神戸市立青陽東養護学校 P T A 代表 (知的障害)
茅田 一幸	神戸市立青陽東養護学校長 (知的障害)
木村 成子	神戸市立盲学校教員 (視覚障害)
隈田 和男	神戸市立青陽須磨支援学校長 (知的障害)
小竹 晴枝	神戸市立青陽東養護学校教員 (知的障害)
財木 法子	神戸市立盲学校 P T A 代表 (視覚障害)
高田 哲	神戸大学医学部保健学科教授
辻村千代子	神戸市立垂水養護学校教員 (肢体不自由)
寺島 啓史	神戸市立青陽西養護学校教員 (知的障害)
徳永 時子	神戸市立青陽西養護学校 P T A 代表 (知的障害)
鳥越 清敏	神戸市立青陽須磨支援学校教員 (知的障害)
○中林 稔堯	神戸大学発達科学部教授
野坂 静枝	神戸市立垂水養護学校長 (肢体不自由)
菱田 浩	神戸市立盲学校長 (視覚障害)
◎藤田 継道	関西国際大学教育学部教授
藤本 裕人	国立特別支援教育総合研究所企画部総括研究員
真崎 豊美	神戸市立友生養護学校 P T A 代表 (肢体不自由)
山口 正晃	神戸市立友生養護学校長 (肢体不自由)
横山 康子	神戸市立友生養護学校教員 (肢体不自由)

◎ 会長 ○ 副会長

(2) 複数障害対応研究会 ワーキンググループ委員 (五十音順、敬称略)

第1 ワーキンググループ(健康・安全部会)

- | | |
|-------|------------------------------|
| 芦田 孔孝 | 神戸市立青陽西養護学校長 (知的障害) |
| 大池 貴子 | 神戸市立青陽須磨支援学校 P T A 代表 (知的障害) |
| 小竹 晴枝 | 神戸市立青陽東養護学校教員 (知的障害) |
| 財木 法子 | 神戸市立盲学校 P T A 代表 (視覚障害) |
| ○高田 哲 | 神戸大学医学部保健学科教授 |
| 辻村千代子 | 神戸市立垂水養護学校教員 (肢体不自由) |
| 鳥越 清敏 | 神戸市立青陽須磨支援学校教員 (知的障害) |
| 野坂 静枝 | 神戸市立垂水養護学校長 (肢体不自由) |
| 菱田 浩 | 神戸市立盲学校長 (視覚障害) |
| 真崎 豊美 | 神戸市立友生養護学校 P T A 代表 (肢体不自由) |

第2 ワーキンググループ(教育課程・施設部会)

- | | |
|--------|-----------------------------|
| ○井澤 信三 | 兵庫教育大学大学院 准教授 |
| 石田 典子 | 神戸市立垂水養護学校 P T A 代表 (肢体不自由) |
| 大野 寛美 | 神戸市立青陽東養護学校 P T A 代表 (知的障害) |
| 茅田 一幸 | 神戸市立青陽東養護学校長 (知的障害) |
| 木村 成子 | 神戸市立盲学校教員 (視覚障害) |
| 隈田 和男 | 神戸市立青陽須磨支援学校長 (知的障害) |
| 寺島 啓史 | 神戸市立青陽西養護学校教員 (知的障害) |
| 徳永 時子 | 神戸市立青陽西養護学校 P T A 代表 (知的障害) |
| 山口 正晃 | 神戸市立友生養護学校長 (肢体不自由) |
| 横山 康子 | 神戸市立友生養護学校教員 (肢体不自由) |

○ 部会長

6. 審議経過

開催日	回	検討課題等
平成21年4月25日	第1回 委員会	進め方の確認
6月8日	第2回 委員会	保護者・教職員アンケートについて確認、ワーキンググループ設置と検討課題の確認
6月29日	ワーキンググループ	1グループ: 施設設備、通学、医療的ケア・感染症の課題確認
7月3日		2グループ: 教育課程の課題確認
7月13日		1グループ: 施設設備、医療的ケア・感染症について意見交換
7月15日		2グループ: 学習指導、施設設備について意見交換
9月4日	第3回 委員会	ワーキンググループの報告、検討
9月9日	ワーキンググループ	2グループ: 行事、施設設備、地域連携との連携及びセンター的機能について意見交換
9月14日		1グループ: 通学について意見交換
9月25日		2グループ: 専門性の向上、ワーキングのまとめについて意見交換
9月28日		1グループ: ワーキングのまとめについて意見交換
10月26日	第4回 委員会	ワーキンググループの報告、検討(1)
11月13日	第5回 委員会	ワーキンググループの報告、検討(2)
12月4日	第6回 委員会	最終報告案の検討(1)
12月21日	第7回 委員会	最終報告案の検討(2)
平成22年1月18日	第8回 委員会	最終報告策定